

成年年齢の引き下げについて

1. 10代の若者の就業状況

1) 就業状況・就業形態

- ・ 2005年国勢調査によれば（図表1）、18歳の労働力人口は、24%・33万人、19歳では42%・59万人。（なお、2007年労働力調査では、15～19歳の労働力人口は102万人）
- ・ 労働力人口のうち「主に仕事」は半数程度にとどまる（18, 19歳計で約45万人）。
- ・ 「通学のかたわら」に仕事に就く者がそれぞれ9%、14%（同、31万人）。
- ・ （在学者及び既婚女性を除く）若年者におけるフリーター比率は、2002年には、15～19歳女性で44%、同男性で32%である。1980年代後半以降、10代のフリーターは著しく増加してきた。（図表2）
- ・ 19歳以下の新規入職者（卒業者＋在学者）は、2005年には91万人、その3分の2はパートタイム労働者としての採用である。パートタイマーで入職する者が急増している。（図表3）
- ・ 18, 19歳では、正社員での就業者は25万人前後だと思われるが、アルバイト等の非正社員は在学者で30万人程度、非在学者で20万人弱いると推測される。アルバイト等での就業者が大幅に増加している。
- ・ 完全失業者は、10万人前後（2005年国勢調査・18, 19歳で12万人、2007年労働力調査・15～19歳で9万人）いる。年齢階層別に見れば、15～19歳層の失業率が最も高い状況が1980年代から一貫して続いている。（図表4）

2) 労働条件

- ・ 正社員であるか否かで収入、労働時間は大きく異なる。平均的には、18～19歳正社員に「決まって支給する給与」月額は、男性で19万6千円、女性で16万9千円。これに対して、非正社員は5万円前後、3分の1から4分の1である（平成18年）。非正社員の労働時間は平均1日5時間前後と短いので、時間当たりの収入で比較するとおよそ75%～85%程度の水準である。
- ・ 非正社員から、在学者・既婚女性を除けば（大都市部での個人アンケート調査）、年収は正社員の60%程度、労働時間は週34時間（男性）、31時間（女性）、1時間当たりの収入にすると86～88%。20歳以上になると格差は広がる。

図表1 年齢別就業状況

単位：%

	合計	労働力人口	就業形態					家事	通学	その他
			主に仕事	家事的ほか仕事	通学のかたわら	休業者	完全失業者			
15歳	100.0	1.8	0.3	0.0	1.1	0.0	0.3	0.1	96.2	1.0
16歳	100.0	5.8	1.2	0.1	3.3	0.1	1.1	0.4	91.2	1.0
17歳	100.0	8.5	2.0	0.3	4.4	0.1	1.7	0.7	88.1	0.9
18歳	100.0	24.2	11.2	0.6	8.6	0.2	3.6	1.2	70.5	1.3
19歳	100.0	42.2	21.5	1.1	13.8	0.4	5.4	1.9	49.8	1.6
20歳	100.0	51.9	30.5	1.3	13.3	0.5	6.3	2.6	38.9	1.3

資料出所：総務省統計局「2005年国勢調査」

図表2 年齢段階別フリーター率（在学中及び既婚女性を除く）

	1982年	1987年	1992年	1997年	2002年
男性計	2.4%	4.0%	4.4%	6.4%	9.3%
15-19才	7.8%	14.8%	15.7%	24.4%	32.0%
20-24才	3.8%	6.1%	6.6%	10.6%	17.8%
25-29才	1.7%	2.5%	3.0%	4.4%	7.3%
30-34才	1.3%	1.6%	1.5%	2.4%	4.0%
女性計	7.3%	10.8%	10.2%	16.3%	21.9%
15-19才	6.7%	14.4%	15.1%	29.2%	43.7%
20-24才	6.1%	8.9%	9.2%	16.9%	24.2%
25-29才	9.6%	12.1%	10.2%	13.6%	17.7%
30-34才	10.5%	13.4%	10.8%	14.3%	20.0%

注) フリーター率= (アルバイト・パート雇用者+無業でアルバイト・パートを希望する者) / (雇用者+無業で就業を希望する者)、なお、アルバイト・パートは呼称による定義である。

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

図表3 19歳以下の年間入職者数の推移

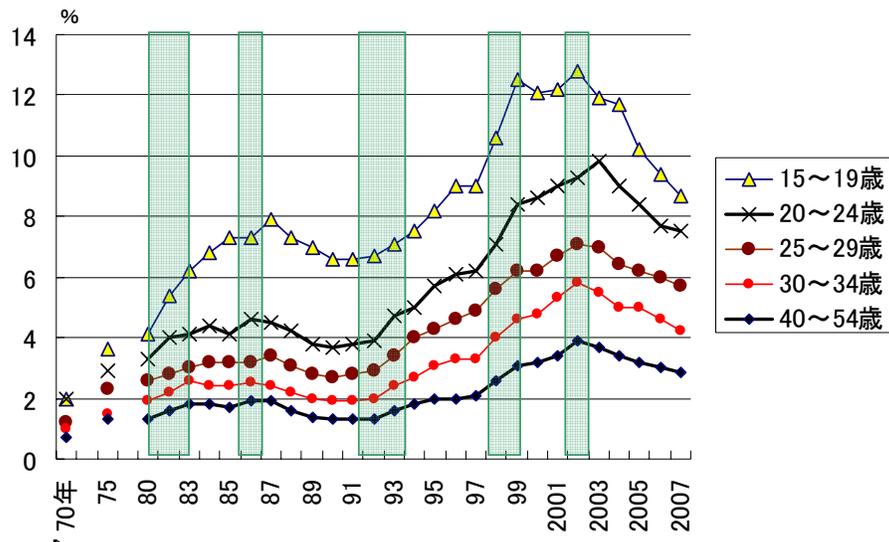
	合 計			未 就 業 者					
	計	一 般 労働者	パート タイム	新 規 学 卒 者			一 般		
				計	一 般 労働者	パート タイム	計	一 般 労働者	パート タイム
1990年	941.9	762.3	179.5	602.6	551.2	51.4	169.9	77.8	92.1
1995年	633.6	511.9	121.7	434.9	375.9	59.0	116.1	69.9	46.2
2000年	771.7	361.0	410.7	371.3	235.7	135.6	274.2	68.8	205.4
2005年	909.0	303.5	605.5	447.2	200.5	246.7	285.8	50.2	235.6

単位：千人

注：「パートタイム」は、常用労働者のうち、同じ事業所の一般労働者に比べて、1日の所定労働時間がより短い者、あるいは1日の所定労働時間が同じでも、1週間の所定労働日数が少ない者。また常用労働者は、次のいずれか。①期間を定めずに雇われている者、②1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者、③1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者、または日々雇われている者で、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

図表4 年齢段階別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

図表5 18～19歳層男女の給与と労働時間（雇用形態別）

	18～19歳・男					18～19歳・女				
	所定内実労働時間	超過実労働時間	決まって支給する現金給与額	労働者数	1時間当たり給与額(特別給与含む)	所定内実労働時間	超過実労働時間	決まって支給する現金給与額	労働者数	1時間当たり給与額(特別給与含む)
常用労働者 正社員・一般	時 168	時 17	千円 196.3	十人 11,422	円 1,127	時 171	時 9	千円 169.3	十人 7,087	円 982
常用労働者 非正社員・短時間	日 13.7	時 4.8	円 857	十人 14,748	円 859	日 12.6	時 4.8	円 834	十人 16,974	円 835
臨時労働者	日 10.8	時 5.1	円 0.1	十人 1,596	円 860	日 10.2	時 5.4	円 0.1	十人 2,141	円 842

注) 常用労働者とは、次のいずれかに該当する者。①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ8日以上雇用された労働者。

臨時労働者は常用労働者以外。また、正社員であるか否かは、事業所の定めによる。

短時間労働者は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。

資料出所：厚生労働省「平成18年版賃金構造基本調査」

図表6 大都市圏の若者の収入と労働時間

	正社員			アルバイト・パート			年収の比 (アルバイト・パート/ 正社員) ^{*3}	1時間当た り収入比 (アルバイト・ パート/正 社員) ^{*3}	
	およその 年収(万 円) ^{*1}	最近1週 間週労働 時間(時 間)	1時間当 たり収入 (千円) ^{*2}	およその 年収(万 円) ^{*1}	最近1週 間週労働 時間(時 間)	1時間当 たり収入 (千円) ^{*2}			
男性	高卒18-19歳	214.5	49.5	0.83	128.2	33.6	0.73	60	88
	高卒20-24歳	288.4	52.0	1.07	169.8	37.6	0.87	59	81
	高卒25-29歳	368.5	56.2	1.26	224.0	45.7	0.94	61	75
	短大専卒24歳以下	269.4	55.6	0.93	160.9	35.6	0.87	60	93
	短大専卒25-29歳	332.1	54.1	1.18	208.7	41.8	0.96	63	81
	大卒24歳以下	310.4	50.9	1.17	158.2	41.7	0.73	51	62
	大卒25-29歳	377.8	52.8	1.38	234.5	45.7	0.99	62	72
女性	高卒18-19歳	200.4	44.0	0.88	120.7	30.7	0.76	60	86
	高卒20-24歳	240.4	39.0	1.19	145.5	34.2	0.82	61	69
	高卒25-29歳	278.2	43.5	1.23	133.7	29.0	0.89	48	72
	短大専卒24歳以下	239.1	47.7	0.96	149.8	38.7	0.74	63	77
	短大専卒25-29歳	288.3	45.8	1.21	129.5	31.4	0.79	45	66
	大卒24歳以下	282.8	45.3	1.20	191.3	38.2	0.96	68	80
	大卒25-29歳	322.9	47.1	1.32	135.9	29.4	0.89	42	67

注) *1 年収は上下5%の数値を除いた平均値を用いた。

*2 時間当たり収入は(およその年収) / (週労働時間 × 52週) でもとめた。なお、年収及び労働時間は上下5%の数値を除いた平均値を用いた。

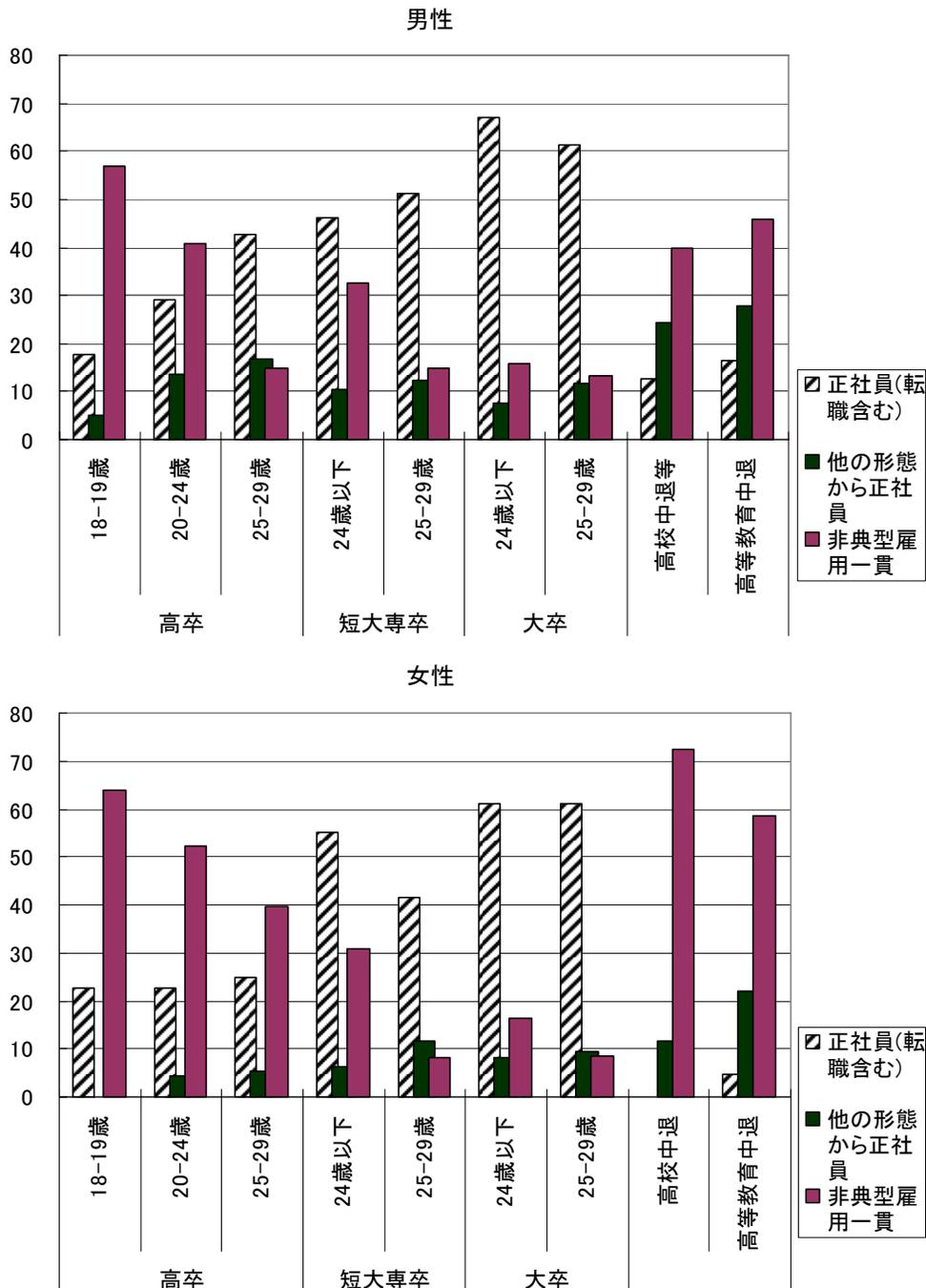
*3 正社員(公務含む)を100としたときのアルバイト・パートの収入・1時間当たり収入の比。

資料出所：労働政策研究・研修機構(2006)労働政策研究報告書「大都市の若者の就業行動と移行過程」(都内在住・18-29歳・エリアサンプリングで2000人を調査)

3) キャリア

- ・卒業(または中退)直後に非正社員になり、そのまま非社員であり続ける者は、学校中退者や高卒者が多い。非正社員と正社員の処遇格差は、年齢上昇とともに拡大するので、10代に非正社員になる(学生アルバイトを除く)ことのキャリア形成上のリスクは大きい。

図表7 大都市の若者の職業キャリア(性・学歴・年齢段階別)

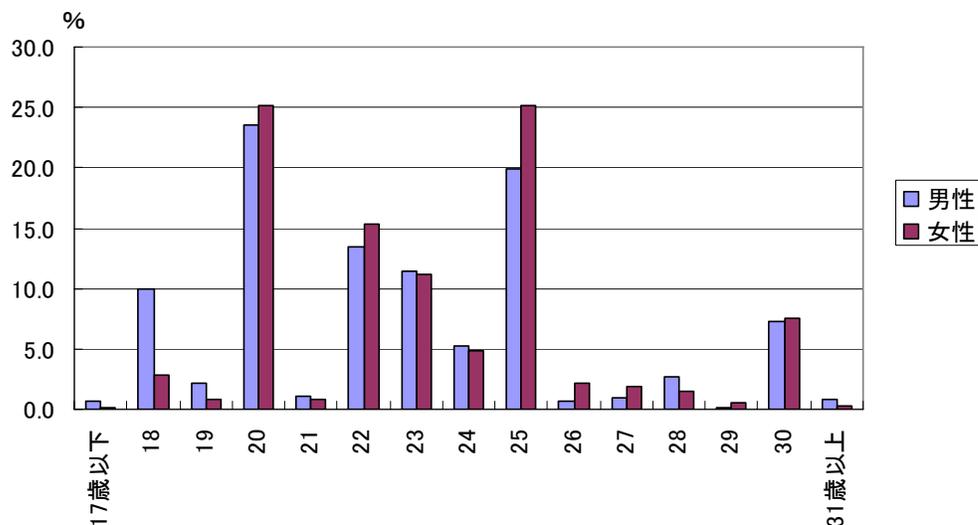


資料出所：労働政策研究・研修機構（2006）労働政策研究報告書「大都市の若者の就業行動と移行過程」

2. 若者の就業と自立意識

- ・若者自身が想定する経済的自立達成の時期は平均23歳であるが、20、25、22、23、30歳といくつかの節目が意識されている。
- ・学歴と相関する。卒業から2～4年の時点が自立時期として意識されることが多い。
- ・フリーターであるほうが、自立年齢は低く、自立の先延ばしとしてフリーターが選ばれているわけではない。

図表8 自立年齢 「何歳ぐらいまでに親から経済的にひとり立ちしたほうがいいですか」



資料出所：日本労働研究機構（2001）「大都市の若者の就業行動と意識」
（都内在住・18-29歳・エリアサンプリングで2000人を調査）

図表9 自立年齢(学歴・年齢段階・性別)

	合計	男性	女性
高卒18-19歳	21.2	20.5	22.3
高卒20-24歳	22.8	22.6	23.1
高卒25-29歳	22.4	22.3	22.4
高校中退等18-19歳	20.7	20.3	21.5
高校中退等20-24歳	21.4	21.3	21.4
高校中退等25-29歳	20.9	20.9	20.4
短大・専各24歳以下	23.0	23.0	22.9
短大・専各25-29歳	23.1	22.9	23.2
大学24歳以下	24.0	23.2	24.5
大学25-29歳	24.3	23.9	25.1
大学等中退24歳以下	22.0	21.7	23.4
大学等中退25-29歳	23.4	22.7	24.7
在学中・その他	23.0	22.9	23.2
学歴・年齢計	23.0	22.8	23.2
非フリーター	23.0	22.8	23.3
フリーター	22.8	22.7	22.9

資料出所：日本労働研究機構（2001）「大都市の若者の就業行動と意識」

3. ヒアリング事項への意見

「18歳、19歳の未成年者を含む若年者に関して現在どのような労働問題が生じているか、その原因はどこにあるか。」

「18歳、19歳の若者が、親などの同意なく、労働契約などの契約を締結することができるようになるかどうか、多額の負債・劣悪な条件での労働を余儀なくされないか。」

「18歳、19歳の若者が、親などの同意なく、自分自身の判断で、就労できるようになり、また、稼いだお金も、自分自身で管理できるようになることから、大人としての自覚を促すことができるか。」

現在の、18歳、19歳の若者の労働問題は、主に非正社員の増加に伴う問題である。図表3を見るとおり、1990年には、この年齢で労働市場に参入するのは、一般労働者として、特に新規学卒者として採用される者だった。すなわち、新規高卒就職者である。高校における就職斡旋には「一人1社制」など問題はあるものの、学校に企業情報の蓄積があったり、求人票の内容が職業安定機関によって確認されていたりしており、未成年の若者に対して配慮のある就職斡旋のしくみだといえる。

これに対して、非正社員(大半がアルバイト)での就業はこうした斡旋によるものではない。フリーターとしての就業であれ、学生アルバイトであれ、折り込み広告やアルバイト情報誌、店頭募集などによるもので、学校斡旋の仕組みに比べれば、実際の労働条件が異なっていたり、劣悪な条件が隠されていたりする可能性は大きい。さらに、こうした形態での就業が、「親の同意」のもとに行われているとは限らない。現実的には、若者自身の判断で就業を決めていることも多いのではないかとと思われる。

すでに、現在ではこの年齢の入職者の3分の2が非正社員という雇用形態になっている。さらに、非正社員型の雇用の増加と無技能の若者がそうしたところに雇用機会を得ることは、今後とも一定範囲で続くことが予想される。

労働市場での一人前のプレーヤーとして、自分自身を守ることができる知識と能力、あるいは、果たすべき責任や義務について、いっどこで、どのように身に着けるべきなのか。高校における斡旋の仕組みのように保護的な支援がある市場ではなく、学校外の労働市場で就業機会を得る若者がこれだけ多い現実に見合った対応が必要なのではないか。

「移行期における青年の育成プロセスがおざなりになるのではないか。」

我が国の「移行期における青年の育成プロセス」として、世界的にも評価されてきたのは、高校新卒者に対する新卒就職・採用システムであり、また採用後の企業の内部育成のしくみであろう。新規学卒採用者に対する内部育成は、(成人である)高等教育卒業者に対しても実施されているものであり、18歳成人でも変わらないのではないかとと思われる。高等教育卒と高卒で異なるのは、学校斡旋のあり方であるが、大学でもキャリア形成支援が学校の重要な教育活動として認識されるようになった現在、高校でこれが後退するとも思えない。

むしろ、こうした斡旋システムによらない非正社員市場に問題が大きい。現在の18歳、19歳の非正規労働者のキャリア形成を進めるために何が重要かという観点から考えることが重要であろう。未成年として保護する仕組みを充実するのか、労働市場にでる前に成年とする教育を充実するのかのいずれかではないか。

「現時点で成年年齢を18歳に引き下げることにどう考えるか。そのための条件は。」

「成年年齢を引き下げるためには、法教育の充実など教育の重要性が指摘されているが、雇用・労

働問題については、どのような内容の教育をどの段階で行うべきか。」

大人になることにはさまざまな側面があるだろうが、経済的自立はその主要な要素のひとつであり、また、民法における成年年齢の議論に大きく関わるものだろう。若者自身の想定する経済的自立年齢は23歳程度で、引き下げを示唆するものではない。一方、この年齢設定には、最終学歴校卒業後数年という特徴がある。大学進学率の上昇に伴ってこの自立年齢は高まってきたものだろうし、また、今後、大学院進学率が上昇するとしたらさらに高まる可能性もある。移行の長期化は多くの国で起こっていることである。

だからこそ成人を意識し、社会のメンバーとしての自覚を促す装置が必要ではないか。

労働市場に参加する者が急速に増える18歳という時期に焦点をあわせて、働くことにかかわる法律や社会の仕組み、具体的な行政サービスの活用の仕方などの理解を促す必要がある。さらに、より根本的なことは、社会の一人前の構成員になるという意識付けであろう。私は、現在の子供たちは、物やサービスの消費者としては早くから一人前扱いされながら、一方でその価値を作る経験からは遠ざけられがちなのが大きな問題だと思っている。物やサービスという価値を作り、人に喜ばれたり、社会の何かを変えたりする、こうした体験をとおして、生産者としての大人に自分を重ねることができる。社会への参加・発言の機会を児童・生徒の時代から経験することが重要である。こうした社会参画を含めて、学校教育が中心となって一人前の社会の構成員を育てる。そのためには、ほぼ義務教育化している高校卒業時点を成人年齢に設定することは有効ではないかと思われる。

「段階的に権利を付与するという制度の採用についてどう考えるか。」

成人を意識させ自覚させる装置としては、一定の権利を集中するほうがわかりやすいと思うが、一方、飲酒や喫煙可能な年齢など医学的な根拠があるものはそれに従うほうがいいのではないか。